

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は、平成21年7月31日までとなっております。新しい保険証（黄色）は7月中に簡易書留で郵送いたしますので、平成21年8月1日からは新しい保険証をお使いください。なお、新しい保険証（黄色）に記載してある一部負担金の割合は、平成21年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

また、現在お持ちの保険証（水色）は平成21年8月1日以降に、役場住民課へお返しください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新のお知らせ

既に「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）をお持ちの方は、平成21年7月31日で期限切れとなり更新が必要となりますが、平成21年8月1日から引き続き該当される方は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）を郵送します。

また、入院中（予定）の方でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、ご連絡ください。（※世帯の全員が市町村民税非課税の方が対象となります。）

後期高齢者医療の平成21年度の保険料が決定しました!!

平成21年度の正式な保険料額が決定しましたので、7月中旬に保険料額決定通知書等を送付いたします。また、所得の低い方は、均等割額が9割、8.5割、5割、2割軽減されます。

新規に後期高齢者医療制度にご加入された方につきましては、これまで加入されていた保険の種類、加入時期などによって、保険料のお支払方法やお支払時期が違いますのでご注意ください。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の高額医療・高額介護合算制度について

現在、みなさんが医療や介護に支払った金額が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、この限度額を超えた額が支給される制度、医療では「高額療養費」介護では「高額介護サービス費」がありますが、本年度から更にその自己負担を軽減する目的で、あらたに「高額医療・高額介護合算制度」が設けられました。

この制度は、世帯内の国民健康保険又は後期高齢者医療の対象者で、1年間（平成20年度分は平成20年4月1日から平成21年7月31日、平成21年度からは平成21年8月1日から平成22年7月31日）の医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算した額（高額療養費等の他の支給を受けることができる場合は、その額を除いた額）が著しく高額で、下記の表の各自己負担限度額を超えた額以上になる場合支給されます（500円未満は支給されません）。給付額は、国保分又は後期高齢者医療分と介護保険双方であん分し、それぞれの保険から各決定後に支給されます。

※対象者については、随時お知らせする予定です。お知らせが届いた方は住民課保険班の窓口へ申請してください。

世帯の年間での自己負担限度額

平成20年4月1日から平成21年7月31日
() 内は平成21年8月1日からの1年間

所得区分		国民健康保険（70歳から74歳） 又は後期高齢者医療＋介護保険	国民健康保険＋介護保険 （70歳未満含む）
現役並み所得者 （上位所得者）		89万円（67万円）	168万円（126万円）
一般		75万円（56万円）	89万円（67万円）
低所得者	Ⅱ	41万円（31万円）	45万円（34万円）
	Ⅰ	25万円（19万円）	

※他の医療保険（社会保険等）につきましてはそれぞれの医療保険ごとの申請となりますので、お勤めの会社等にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 役場住民課保険班 ☎ 78-3111（119）